

# 法人名義の口座を開設されるお客さまへ

法人のお客さまの口座開設時には下記の「公的書類」等をご提示いただくとともに、ご提示いただいた書類に基づき事業内容等について確認をさせていただいております。

また、ご提示いただいた資料等の他、事業の実態等も確認させていただくために、口座の開設までに1週間程度のお時間をいただくことがございますのでご理解とご協力をお願いします。

## 法人口座開設に必要な書類等

書類名	備考
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	発行日から6ヶ月以内の原本が必要です。
法人の印鑑証明書（当座開設等）	発行日から6ヶ月以内の原本が必要です。
ご来店者の本人確認書類	ご来店者の本人確認書類（原本）をご提示願います。
ご来店者と法人の関係を確認出来る資料等	委任状等（来店者さまが法人の代表権を持たれていない場合に「来店者さまが法人から口座開設を委任されていること」を確認させていただきます。）名刺は資料等に含まれません。
法人番号が確認できる書類 「法人番号指定通知書」等	会社設立後、郵送で法人番号が通知されます。その他の公的書類に法人番号の記載があれば、代替できます。
会社設立後6ヶ月以内または本社移転登記後6ヶ月以内の法人	税務署に提出した法人設立届出書（控）や青色申告承認申請書（控）、主たる事務所の建物登記簿謄本の原本（現在事項証明書）、主たる事務所の賃貸借契約書（原本）のうち、いずれか1点
実質的支配者について	実質的支配者についてご説明をお願いします。 （議決権の25%超を直接または間接に保有するなど支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。）

上記書類に基づき、口座開設目的や事業内容、実質的支配者、その他についてお尋ねします。

(1) 主たる事業は何か、また謄本上事業目的が多岐にわたる場合、その内容についてご説明をお願いします。

(2) お尋ねした結果、追加での書類（\*1）（\*2）のご提示をお願いしたり、口座開設をお断りすることがあります。

（\*1）会社案内、パンフレット、お取引先さま向け資料、見積書、注文書、仕様書等

（\*2）事業の実施自体に各行政機関等の許認可・届出・登録等が必要な業種の場合は完了済であることを確認できる資料

